

盛岡市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 9 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 28 年 12 月 27 日付け 28 盛監第 52 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 保健福祉部に係る指摘事項                    |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                         |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 12 月 27 日付け 28 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健福祉部長寿社会課）

全額前金払いした業務委託の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託の完了確認に当たり、委託契約約定の規定に基づき、検査調書を作成することとし、完了検査について適正な事務を執行するよう、課員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者が全額前払いしたことで精算が発生しないと誤認したため、完了検査を失念したことによるものである。

課内研修を実施し、業務委託契約の内容を改めて確認した。

今後は、業務委託事務全体について、課の業務概要書及び担当者の事務処理マニュアルに履行確認の項目を追加し、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで、再発を防止する。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 12 月 27 日付け 28 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健福祉部 子ども未来課 ）

繰越処理すべき収入について、翌年度への繰越調定が行われていない事例及び金額を誤った調定を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

繰越処理すべき収入について、地方自治法施行令及び盛岡市財務規則に基づき、翌年度への繰越調定が行われていないもの及び金額を誤った調定を行っているものについて、調定決議及び調定更正処理を平成 29 年 1 月 16 日までにに行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、歳入の出納整理に係る事務についての確認不足によるものである。

課内研修を開催し、関係規程及び収入未済額の繰越処理手続について課員に周知徹底した。

今後は、繰越すべき収入について調定期限及び金額を十分に確認するとともに、複数職員でのチェック体制をとり再発防止に努める。